

令和 7 年 6 月 1 0 日 招 集

令和 7 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

議 案

そ の 2

議 案 番 号	件 名	備 考
7 3	薩摩川内市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について	
7 4	財産の取得について	
7 5	防災行政無線システム更新事業（第2期）工事請負契約の締結について	
7 6	防災行政無線システム更新事業（第1期）工事請負契約の変更について	
7 7	薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について	
7 8	薩摩川内市甕島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例の制定について	
7 9	令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算	予算書は別冊
8 0	令和7年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算	
8 1	令和7年度薩摩川内市水道事業会計補正予算	
8 2	令和7年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算	
8 3	令和7年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算	

議案第 73 号

薩摩川内市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市立学校給食センター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

学校給食センターの機能統合に伴い、薩摩川内市立樋脇学校給食センターを廃止しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

薩摩川内市立学校給食センター条例（平成１６年薩摩川内市条例第９０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表薩摩川内市立樋脇学校給食センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和７年８月１日から施行する。

議案第 74 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

1	財 産 の 名 称	自走式トイレカー
2	数 量	1 台
3	取 得 価 格	34,373,220 円
4	取得の相手方	所在地 鹿児島市松原町12番32号 会社名 鹿児島森田ポンプ株式会社 代表取締役 尾 曲 昭 二

提 案 理 由

地域防災設備の充実を図るため、自走式トイレカーを取得することとしたいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

取得財産の概要

1 車体型式等

4WD、3tシャーシ

オートマチックトランスミッション

乗車定員 3名

2 主な設備

男性用小便器 1基

男性用大便器 2基

女性用大便器 2基

多目的用大便器 1基

オストメイト便器 1基

3 配置予定先

薩摩川内市役所本庁

議案第 75 号

防災行政無線システム更新事業（第 2 期）工事請負契約の締結について

防災行政無線システム更新事業（第 2 期）工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 防災行政無線システム更新事業（第 2 期）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約による契約 |
| 3 | 契約金額 | 281,600,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 所在地 福岡市博多区博多駅東二丁目 13 番 34 号
会社名 株式会社国際電気
九州支店
支店長 古 賀 洋 一 |

提 案 理 由

本市が施行する防災行政無線システム更新事業（第 2 期）工事について、工事請負契約を締結したいが、これについては、薩摩川内市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが本案提出の理由である。

参 考

- 1 工 事 名 防災行政無線システム更新事業（第 2 期）工事
- 2 工事場所 薩摩川内市地内
- 3 工事概要 防災行政無線（同報系）屋外拡声子局 4 0 局（甑島圏域）の設備の更新・撤去
- 4 工 期
 - (1) 着 手 市議会の議決の日
 - (2) 完 成 令和 8 年 3 月 1 3 日

議案第 76 号

防災行政無線システム更新事業（第 1 期）工事請負契約の変更について

令和 6 年 7 月 9 日の議決を経て締結した防災行政無線システム更新事業（第 1 期）工事の請負契約を次のとおり変更するものとする。

令和 7 年 6 月 10 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

区 分	変 更 前	変 更 後
契 約 金 額	583,000,000 円	598,400,000 円

提 案 理 由

防災行政無線システム更新事業（第 1 期）工事について、施工内容の一部を変更して実施する必要があるため、工事請負契約の変更をしようとするものである。

これが本案提出の理由である。

参 考

- | | | | |
|---|---------|-----------------------|---------------------|
| 1 | 契約の相手方 | 所在地 | 福岡市博多区博多駅東二丁目13番34号 |
| | | 会社名 | 株式会社国際電気 |
| | | | 九州支店 |
| | | 支店長 | 古賀 洋 一 |
| 2 | 工 事 名 | 防災行政無線システム更新事業（第1期）工事 | |
| 3 | 工 事 場 所 | 薩摩川内市神田町地内外 | |
| 4 | 工 期 | 着 手 | 令和 6 年 7 月 9 日 |
| | | 完 成 | 令和 8 年 3 月 13 日 |

議案第 77 号

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）等の公布に伴い、個人の市民税における特定親族特別控除の創設、市たばこ税における加熱式たばこの課税方式の見直しその他所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市税条例の一部を改正する条例

薩摩川内市税条例（平成１６年薩摩川内市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第１８条中「は、」の次に「公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第１８条の３中「地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第３４条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「若しくは法第３１４条の２第４項」を「、法第３１４条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３６条の３の２第１項第３号及び第３６条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第３６条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第３６条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第１６条の２の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第１６条の２の２ 令和８年４月１日以後に第９２条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９２条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９３条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９４条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９２条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則

第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量 (フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。) の 0. 35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0. 35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0. 2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0. 1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ (第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。) のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ (第 9 3 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。) と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ (同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 16 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 18 条及び第 18 条の 3 の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 号) 附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の薩摩川内市税条例 (以下「新条例」という。)

第 18 条の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 34 条の 2 及び第 36 条の 2 第 1 項ただし書の規定は、令和 8 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 7 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第 36 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出する新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の薩摩川内市税条例（以下「旧条例」という。）第 36 条の 2 第 1 項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項及び第 3 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 4 条 次項に定めるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に、薩摩川内市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第 9 4 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項及び新条例附則第 16 条の 2 の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 薩摩川内市税条例第 9 4 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 16 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0.5 を乗じて計算した製造たばこの本数

- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に
0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その
端数を切り捨てるものとする。

議案第 78 号

薩摩川内市甑島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例の制定について

薩摩川内市甑島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 6 月 10 日提出

薩摩川内市長 田 中 良 二

提 案 理 由

甑島航路に係る旅客待合施設として設置している薩摩川内市高速船ターミナル、薩摩川内市里港ターミナル及び薩摩川内市長浜港ターミナルについて、使用料の取扱い等を統一するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものである。

これが本案提出の理由である。

薩摩川内市甕島旅客待合施設条例及び薩摩川内市川内港待合施設条例の一部を改正する条例

(薩摩川内市甕島旅客待合施設条例の一部改正)

第1条 薩摩川内市甕島旅客待合施設条例（平成16年薩摩川内市条例第262号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

薩摩川内市甕島航路旅客待合施設条例

第1条中「薩摩川内市甕島旅客待合施設」を「薩摩川内市甕島航路旅客待合施設」に改める。

第2条の表薩摩川内市里港ターミナルの項の前に次のように加える。

薩摩川内市川内港高速船ターミナル	薩摩川内市港町6-1-31番地2-3
------------------	--------------------

第22条を第23条とし、第21条を第22条とする。

第20条中「設備」の次に「、備品その他の物件」を加え、「第18条」を「第19条」に改め、同条を第21条とする。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理運営上市長が必要と認めたとき。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。
- (2) 公益上又は待合施設の管理上の必要により使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用者が使用前に使用許可の取消しを申し出た場合において、市長が相当の理由があると認めたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。

(薩摩川内市川内港待合施設条例の一部改正)

第2条 薩摩川内市川内港待合施設条例（平成16年薩摩川内市条例第287号）の一部を次のように改正する。

第2条の表薩摩川内市高速船ターミナルの項を削る。

第10条第1項中「薩摩川内市川内港待合所」を「待合施設」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。